人事異動

内閣

特命全権大使　紀谷　昌彦
在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための日本政府代表を命ずる

同　宮川　学
在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための日本政府代表を免ずる

（オランダ国駐箚）特命全権大使　道井緑一郎
化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を命ずる

（同）同　南　博
化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を免ずる

（以上十一月十八日）

（厚生労働省大臣官房審議官（老健担当、障害保健福祉担当））厚生労働事務官　林　俊宏
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府事務官（こども家庭庁長官官房参事官）　中原　茂仁
（財務省大臣官房参事官）財務事務官（財務省主計局調査課長）同　小岩　徹郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（以上十一月十八日）

法務省

難民審査参与員に任命する（各通）（十一月二十日）　沼田　寛　池田　潔彦

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）　斎藤　義房　坂本　光昭
従五位に叙する（各通）　安達　鐵也　木野田保生　山崎　善正
正六位に叙する（各通）　大谷　敬省　小野　夏夫　岩渕　仁一　松尾　三郎
塩谷　善八　鈴木　智博
高橋　邦尚　月岡　亘
野口　肥孝　橋本　功
吉田　君勝　吉田　洋
従六位に叙する（各通）　高橋　孝治
正七位に叙する（各通）　深澤　勝久
従七位に叙する（以上十月十三日）　伊藤　智
（特命全権大使）　島田　順二
正四位に叙する　神納　代千
従五位に叙する　上野　宏明　緒方　利成
中村　達夫　長谷　圭悟
正六位に叙する（各通）　大西　豊治
入谷　昇一　岩山　宗司
岡崎　晃　久藤　妙子　櫻澤　順一
西別府　力　八木猪之太郎
従六位に叙する（各通）　高橋　生人
岡部　捷次　小笠原計介
畑中　義之　林　幸治
正七位に叙する（各通）　鈴木正太朗
記虎日出男
野沢　幹男　峯　勝仁
従七位に叙する（各通）（以上十月十四日）　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十三日）　島田　順二
今北　文夫　桑原　二郎　瑞宝中綬章を授ける（特命全権大使）　岩山　宗司
長島　正和　米満　徳雄　瑞宝小綬章を授ける　櫻澤　順一
従五位に叙する（各通）　小森　照市　塩月　千浩　瑞宝双光章を授ける　中村　達夫
林　敏明　吉田　守邦　瑞宝双光章を授ける（各通）　神納　代千
正六位に叙する（各通）　石田俊一郎　糸井　亮介　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十四日）　記虎日出男
川口　英男　野口日出男　瑞宝単光章を授ける　石田俊一郎　岡部　捷次
従六位に叙する（各通）　小野寺惠喜　櫻井　益樹　瑞宝双光章を授ける（各通）　林　幸治
正七位に叙する（各通）　大塚　利夫　瑞宝単光章を授ける　小森　照市　峯　勝仁
従七位に叙する（各通）（以上十月十五日）　塩月　千浩
小倉　政昭　瑞宝双光章を授ける　林　敏明
従五位に叙する（十月十七日）　瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月十五日）　小野寺惠喜
小倉　政昭　櫻井　益樹
瑞宝単光章を授ける　大塚　利夫
瑞宝双光章を授ける（十月十七日）　長谷川　猛

○叙勲

旭日中綬章を授ける　斎藤　義房
高橋　邦尚　吉田　洋
旭日双光章を授ける（各通）　竹田　泰藏
小椋清之助　星川　憲一
田平　輝也
旭日単光章を授ける（各通）　塩谷　善八
坂本　光昭　宮本　芳郎
岩渕　仁一　高井良敏郎
鈴木　智博　中村　毅
深澤　勝久
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　智
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十三日）
月岡　亘

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

徳島労働局長　亀井　崇

第４号中「１時間1,038円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,049円」を「１時間1,114円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,116円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。